**資料．9**

　　　　　　町田市立　　小　川　小　学　校

避難施設開設・運営マニュアル

　　　　　（案）

　　　　2014年９月３０日

　　小川小学校　避難施設開設・運営マニュアル

１　目的

　　このマニュアルは、地震等の大規模災害発生時に小川小学校を避難施設として活用する

　避難施設開設と運営のためのマニュアルであり、町田市、小川小学校（避難施設管理者）及び、地域の自主防災隊等が連携し、円滑な開設・運営を行うために策定する。

　　また、本マニュアルは小川小学校を避難施設とする市民を対象とするものである。

２　避難施設開設・運営の体制

　　災害発生時の避難施設の開設・運営に当たるため、小川小学校避難施設運営委員会を組織する。

|  |
| --- |
| 小川小学校を避難場所とする自主防災隊・小川自治会自主防災隊　　　　　　　・小川富士見台自主防災隊・小田急金森自主防災隊　　　　　　　・町田コープタウン自治会自主防災隊・西小川親和会自主防災隊　　　　　　・成瀬が丘自治会自主防災隊・成瀬が丘みどり自主防災隊　　　　　・金森むつみ会自主防災隊・京浜小川自治会自主防災隊　　　　　・グランセリーナ管理組合自主防災隊・都営町田小川アパート自主防災隊・ソフィアすずかけ台ソルフュージュ自主防災隊 |

（１）避難施設運営委員会の構成員

　　委員長　　　１名

　　副委員長　　　名　小川小　　　　市指定職員　小川自治会会長　自主防災隊組織代表から１名選出

　　委員　　　３３名　市指定職員　　　　１名

　　　　　　　　　　　学校教職員　　　　８名

　　　　　　　　　　　各自治会代表　　１２名

　　　　　　　　　　　各自主防災組織　１２名

　　　運営委員は各自治会で選出し、班別等の割り振りは委員長の承認のもとで決定する。

（２）委員長、副委員長、委員の任務

　　委員長　　　総責任者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

副委員長　　委員長補佐並びに統括班班員

　　統括班　　　避難施設の開設・運営に関する企画、管理、監督を行う部署とし、班長は開設時の状況によって、運営委員長に代わって指揮を執る。

　　　　　　　　班長は地域代表とし、小川自治会と自主防災組織が交互に担当する。

　　委員　　　　情報班、給食・給水班、避難・誘導班、救出・救護班、衛生管理班の５つの班に所属する。

　　　　　　　　情報班　　　　　必要な情報の収集、伝達

　　　　　　　　給食・給水班　　飲料水の確保と給水、炊き出し、物資受入れ

　　　　　　　　避難・誘導班　　避難者の状況確認、避難者の校庭での受け付け及び施設

　　　　　　　　　　　　　　　　内への誘導、避難者名簿の記入・確認

　　　　　　　　救出・救護班　　負傷者の搬送等

　　　　　　　　衛生管理班　　　避難施設内の清掃、衛生管理、トイレの設営、ペットの

　　　　　　　　　　　　　　　　管理

　　　　 　（３）組織図は別紙―１のとおり

３　避難施設の開設

（１）開設の基本的事項

　　①　避難施設の開設については、町田市地域防災計画に基づき、震度６弱以下であっ

　　　　ても避難者が発生した場合において、町田市長が判断し開設する。

　　②　本避難施設は原則として地域内住民の避難者が利用する施設とする。

　　③　地域外の避難者は、他の施設などへ市の責任で誘導する。

　　④　体育館、教室は安全性の確認及び組織（自治会）ごとの配置決定が済むまで入館

　　　　できない。

　　⑤　施設の開錠は市の指定職員とするが、休日や夜間の場合等、状況によって統括班

　　　　長が開錠する。

（２）施設の安全確認作業と施設開設の決定

　　①　別紙―２の「施設の危険度調査票」にて安全を点検する。

　　②　統括班長の指揮により、運営委員が安全確認作業を実施し、それを受けて委員長

　　　　が開設の可否を決定する。

（３）開設前の施設内の清掃等

　　①　指揮は統括班長とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

②　要員は避難施設運営委員と避難者の有志とする。

（４）収容スペースの決定方法

　　①　避難施設として使用する体育館、教室等は別紙―３のとおりとする。

　　②　体育館のレイアウトは別紙―４のとおりとする。

　　③　必要スペースは大きく分けて次のとおりとする。

　　　ア）健常者

　　　イ）妊婦・乳幼児とその家族

　　　ウ）認知症の方・身体に障害のある方などを持つ家族

　　　エ）風邪等の病気のある人

　　　オ）その他（ペット同行者等）

（５）学校が避難施設として使用できない場合の対処

　　①　委員長の決定により、開設困難とされた場合、どこの避難施設に避難するかは市

　　　　の責任で対処する。

（６）避難者名簿の作成

　　①　避難施設内へ誘導後、世帯ごとに別紙―５の避難者名簿を配布し、小川小学校避

　　　　難施設の避難者名簿を作成する。

　　②　避難者名簿作成とあわせて、避難者から地域の被害状況に関する情報を把握する。

（７）避難施設内事務所の開設

　　①　避難施設内（　　　　　　）に事務所を開設し、校長室を避難施設運営委員長室

　　　　として兼ねる。

　　②　事務所には、常に運営委員を配置し、避難者名簿及び事務用品等の必要な資機材

　　　　を配備する。

（８）避難施設開設の報告

　　①　避難施設を開設した場合は、町田市健康福祉対策部福祉班に対して、電話、電子

　　　　メール、伝令等により、以下の内容について報告する。

　　　ア）避難施設開設日時

　　　イ）避難者数及び被害状況

　　　ウ）その他必要な事項

　　②　電話等の通信手段が使えない場合は、南市民センターを情報拠点とし、伝令等に

　　　　よる情報連絡を行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３

４　避難者の誘導

　（１）一時集合場所の設定

　　　避難者は安全確認が終了するまで、各防災隊組織が定めた一時集合場所等の安全な場

　　　所で待機する。

　（２）それぞれの組織からの誘導の仕方

　　　①　安全確認の後、各防災組織の一時集合場所から（　　　　　）を通って校庭に誘

　　　　　導する。

　　　②　校庭で、人数確認・割振りの後施設内にゆうどうする。

　（３）要援護者の誘導

　　　①　一時集合場所から避難施設への誘導は、それぞれの組織が責任を持って誘導する。

　　　②　避難施設から二次避難施設への誘導は市の責任で対処する。

　（４）ケガ人は、それぞれの組織から直接、恵泉病院へ誘導する。

５　避難施設の運営

　（１）避難施設運営会議

　　　避難施設の運営に関する調整を図るため、避難施設運営委員会を中心に避難施設運営

　　　会議を開催する。

　　　避難施設運営会議では、以下の事項について調整を行う。

　　　①　避難施設運営上必要な役割分担について

　　　②　避難施設におけるルールについて

　　　③　情報の収集・伝達・広報について

　　　④　その他、必要な事項について

　（２）避難施設における生活上の注意点

　　　①　共通事項

　　　　ア）徒歩による避難を原則とする。

　　　　イ）体育館、校舎等の屋内は、土足禁止とする。

　　　　ウ）校庭への車両の乗り入れは禁止とする。

　　　②　停電時は備蓄品として備えてある照明器具を使用する。

　　　③　ペットの管理は市の、「災害時のペット対策」に基づいて対処することとし、ペ

　　　　　ットの係留場所は屋外に指定する。管理は全て飼い主の責任で行うものとする。

　（３）防災備蓄品の収納場所　　別紙―６のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４

（４）活動場所の配置

　　　小川小学校における、各活動場所の配置は原則として以下のとおりとする。

　　　①　避難所運営委員会事務所　　（　　　　　　　　　　　　）

　　　②　救急拠点設置場所　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

　　　③　給水　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

　　　④　炊き出し　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

　　　⑤　情報連絡場所（掲示板等）　（　　　　　　　　　　　　）

　　　⑥　トイレ設置場所　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

　　　⑦　同行避難ペット管理場所　　（　　　　　　　　　　　　）

６　収容可能人員数（3.3㎡に2人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  使用場所 | 　　面積 | 　　収容人数 |
| 　　　　　【第一段階】　体育館、保健室 | 556.25㎡ | 337人 |
| 　　　　　【第二段階】　第２音楽室、家庭科室、プレイルーム生活科室、会議室、ランチルーム | 　　　　　㎡ | 　　　　　　　340~350人 |
| 　　　　　　　　計 | 　　　　　㎡ | 　　　　　人 |

※学校施設全体を使用した場合、最大1,987人収容（3,279㎡）

７　その他

　（１）本避難施設は町田市が開設・運営するが、実質的な運営は小川小学校を避難施設と

　　　　して使用することを希望する１２の自主防災隊組織主体の施設運営委員会が行う。

　　　　避難施設運営により発生した諸問題の責任は町田市が負う。

　（２）本マニュアルは、半数以上出席の避難施設運営委員会において、半数以上の賛成に

　　　　より改定できる。

　（３）体育館、教室、校庭の割り振りを行う避難所解説訓練を実施することが望ましい。

　（４）避難所でのマナー等は、別途「避難所生活のマナー」において定める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５